

UQ mobile 通信サービス契約約款の一部改正

【改正】	【現行】												
(通信の種類) 第 28 条 (略) 2 契約者回線からの通話は、次のとおり区別します。 <table border="1" data-bbox="165 363 1104 507"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 通常通話</td><td>2 以外の通話</td></tr> <tr> <td>2 国際通話</td><td>UQ mobile 通信サービスを使用して本邦と外国との間で行う通話</td></tr> </tbody> </table> 備考 2 欄に定める外国には、当社が別に定める電気通信事業者の衛星電話システムに係る衛星携帯電話（以下「特定衛星携帯電話」といいます。）及びインマルサットシステム移動地球局（海事衛星通信、<u>携帯移動衛星通信</u>又はインマルサット Fleet Xpress 通信を取扱うために設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。以下同じとします。）を含みます。以下同じとします。 3 (略)	種類	内容	1 通常通話	2 以外の通話	2 国際通話	UQ mobile 通信サービスを使用して本邦と外国との間で行う通話	(通信の種類) 第 28 条 (略) 2 契約者回線からの通話は、次のとおり区別します。 <table border="1" data-bbox="1142 363 2078 715"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 通常通話</td><td>2 以外の通信</td></tr> <tr> <td>2 国際通話</td><td>UQ mobile 通信サービスを使用して本邦と外国（当社が別に定める電気通信事業者の衛星電話システムに係る衛星携帯電話（以下「特定衛星携帯電話」といいます。以下同じとします。）及びインマルサットシステム移動地球局（海事衛星通信を取扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。以下同じとします。）を含みます。以下同じとします。）との間で行う通話</td></tr> </tbody> </table> 3 (略)	種類	内容	1 通常通話	2 以外の通信	2 国際通話	UQ mobile 通信サービスを使用して本邦と外国（当社が別に定める電気通信事業者の衛星電話システムに係る衛星携帯電話（以下「特定衛星携帯電話」といいます。以下同じとします。）及びインマルサットシステム移動地球局（海事衛星通信を取扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。以下同じとします。）を含みます。以下同じとします。）との間で行う通話
種類	内容												
1 通常通話	2 以外の通話												
2 国際通話	UQ mobile 通信サービスを使用して本邦と外国との間で行う通話												
種類	内容												
1 通常通話	2 以外の通信												
2 国際通話	UQ mobile 通信サービスを使用して本邦と外国（当社が別に定める電気通信事業者の衛星電話システムに係る衛星携帯電話（以下「特定衛星携帯電話」といいます。以下同じとします。）及びインマルサットシステム移動地球局（海事衛星通信を取扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。以下同じとします。）を含みます。以下同じとします。）との間で行う通話												

料金表

第1表 料金

第3 通話料

2 料金額

2-2 国際通話に係るもの

2-2-2 特定衛星携帯電話等に係るもの

区分	料金額
通話料	1分までごと
通話先区分	に次の料金額
特定衛星携帯電話1（スラーヤ）	275 円
特定衛星携帯電話2（イリジウム）	380 円
インマルサットサービス（その通話の相手先が64kbit/s の Audio/Speech モード以外の場合）	260 円
インマルサットサービス（その通話の相手先が64kbit/s の Audio/Speech モードの場合）	840 円

附 則（20-KDDI 次ビ企 UQm 第004号）

（実施時期）

1 この改定規定は、令和2年12月1日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

料金表

第1表 料金

第3 通話料

2 料金額

2-2 国際通話に係るもの

2-2-2 特定衛星携帯電話等に係るもの

区分	料金額
通話料	1分までごと
通話先区分	に次の料金額
特定衛星携帯電話1（スラーヤ）	275 円
特定衛星携帯電話2（イリジウム）	380 円
インマルサットB型	380 円
インマルサットM型	450 円
インマルサットミニM型、インマルサットF型、インマルサットBGAN型又はインマルサットFB型（その通話の相手先が64kbit/sAudio/Speech モード以外の場合）	260 円
インマルサットミニM型、インマルサットF型、インマルサットBGAN型又はインマルサットFB型（その通話の相手先が64kbit/sAudio/Speech モードの場合）	840 円